

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

令和 5 年 8 月 29 日

北海道知事 鈴 木 直 道

北海道規則第65号

北海道核燃料税条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、北海道核燃料税条例（令和 4 年北海道条例第41号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申告書等の様式)

第 2 条 条例第 8 条第 1 項及び第 2 項に規定する申告書並びに同条第 3 項に規定する修正申告書は、別記第 1 号様式によるものとする。

(申告納付期限の指定申請等)

第 3 条 条例第 8 条第 1 項に規定する価額割の申告納付の期限の指定を受けようとする者は、同項に規定する申告納付の期限の15日前までに、別記第 2 号様式の申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査の上、申告納付の期限を指定するかどうかを決定し、その旨を別記第 3 号様式の通知書により申請した者に通知するものとする。

(更正等の通知書)

第 4 条 地方税法（昭和25年法律第226号）第276条第 4 項の規定による核燃料税の更正若しくは決定の通知、同法第278条第 6 項の規定による核燃料税の過少申告加算金額若しくは不申告加算金額の決定の通知又は同法第279条第 5 項の規定による核燃料税の重加算金額の決定の通知は、別記第 4 号様式の通知書により行うものとする。

(賦課徴収)

第 5 条 核燃料税の賦課徴収については、前 3 条に定めるもののほか、北海道税条例施行規則（昭和29年北海道規則第98号）の定めるところによる。この場合において、同規則第 6 条第 1 項ただし書中「及び道固定資産税」とあるのは「、道固定資産税及び核燃料税」と、同規則第26条第 1 項第 4 号中「第63条の13」とあるのは「第63条の13並びに北海道核燃料税条例（令和 4 年北海道条例第41号）第 8 条及び第 9 条」とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 北海道核燃料税条例施行規則（平成30年北海道規則第60号）は、この規則の施行後も、北海道核燃料税条例（平成30年北海道条例第 4 号）附則第 4 項の規定により同条例がなおその効力を有することとされる限りにおいて、なおその効力を有する。

目 次

規 則

○北海道核燃料税条例の施行期日を定める規則……………	(税務課)	72
○北海道核燃料税条例施行規則……………	(税務課)	72
○北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則……………	(情報政策課)	76
○北海道スパイクタイヤ対策条例施行規則の一部を改正する規則（循環型社会推進課）……………		76

訓 令

○北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令……………	(人事課)	77
---------------------------	-------	----

告 示

○土地改良区の定款の変更の認可……………	(農業施設管理課)	77
○道営土地改良事業変更計画の決定……………	(農業施設管理課)	77

道警察本部告示

○交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の一部改正……………		77
--------------------------------------	--	----

道警察方面本部告示

○特定調達契約に係る資格に関する公示……………		78
○特定調達契約に係る入札の公告……………		78
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………		80

規 則

北海道核燃料税条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 5 年 8 月 29 日

北海道知事 鈴 木 直 道

北海道規則第64号

北海道核燃料税条例の施行期日を定める規則

北海道核燃料税条例（令和 4 年北海道条例第41号）の施行期日は、令和 5 年 9 月 1 日とする。

北海道核燃料税条例施行規則をここに公布する。

(北海道税条例施行規則等の一部を改正する規則の一部改正)

3 北海道税条例施行規則等の一部を改正する規則(令和5年北海道規則第57号)の一部を次のように改正する。

第3条中「北海道核燃料税条例施行規則(平成30年北海道規則第60号)」を「北海道核燃料税条例施行規則(令和5年北海道規則第65号)」に改める。

別記第1号様式(第2条関係)



核燃料税申告書
修正申告書

年 月 日		発電用 原子炉 設置者	所在地			
			名称			
			代表者氏名			
			法人番号			
北海道知事様			担当部課名 担当者氏名 電 話	(局 番 内 線)		
区 分			課税標準額又は 課税標準たる熱出力	税 率	税 額	
申告 納付	申 告 額	価 額 割	円	8.5/100	① 円	
		出 力 割	千kw	37,750円	②	
		合 計			①+②	
修正 申告 納付	修正申告額	価額割・出力割			③	
	既に納付の 確定した額				④	
	差引増差額				③-④	
備考						

※ 処 理 事 項	発 信 年 月 日		精査検算	摘要
	通信日付印	確 認 印		

注意 1 この申告書(修正申告書)には、価額割に係る申告(修正申告)には付表1を、出力割に係る申告(修正申告)には付表2を添付して提出してください。

2 ※欄は、記載しないでください。

付表1

価額割の課税標準に関する明細書

発電用原子炉の名称			年 月 日		
核燃料の発電用原子炉への 挿入年月日			(北海道核燃料税条例第3条第2項第 号該当)		
課税対象核燃料(新規挿入分)			課税対象外核燃料		核燃料の 合計体数
核燃料の 単 価 ①	核燃料の 体 数 ②	課税標準額 (核燃料の 価額) ①×②	再挿入分の 核燃料の体数 ③	既挿入分の 核燃料の体数 ④	
円	体	円			②+③+④
合 計			体	体	体

注意 1 この明細書は、発電用原子炉ごとに作成してください。

2 北海道核燃料税条例第3条第2項各号に定める日を確認することのできる書類の写しを添付してください。

付表2

出力割の課税期間及び課税標準に関する明細書

発電用原子炉の名称			
-----------	--	--	--

課 税 期 間		年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
課税標準たる熱出力		千kw	千kw	千kw
課 税 標 準 の 計 算	課税標準の計算 を行う原因	北海道核燃料税条例 第 4 条 第 3 項 第 号 該 当	北海道核燃料税条例 第 4 条 第 3 項 第 号 該 当	北海道核燃料税条例 第 4 条 第 3 項 第 号 該 当
	熱 出 力 ①	千kw	千kw	千kw
	課税期間の月数 ②	月	月	月
	課 税 標 準 たる 熱 出 力 ①×②／3	千kw	千kw	千kw

注意 1 「課税標準たる熱出力」欄は、北海道核燃料税条例第5条第1項又は第4項に規定する熱出力を記載してください。また、千キロワット未満の端数は、切り捨ててください。

2 発電用原子炉について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の8第1項本文の規定により、熱出力の変更許可を受けた場合は、当該変更後最初の申告の際、当該変更後の熱出力を確認することのできる書類の写しを添付してください。

3 「課税標準の計算」の各欄は、北海道核燃料税条例第4条第3項各号に該当する場合に記載してください。

4 「熱出力」欄は、北海道核燃料税条例第5条第1項に規定する熱出力を記載してください。また、千キロワット未満の端数は、切り捨ててください。

5 「課税期間の月数」欄は、北海道核燃料税条例第5条第4項に規定する月数を記載してください。

6 北海道核燃料税条例第4条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、当該発電用原子炉の使用前検査合格年月日を確認することのできる書類の写しを添付してください。

7 北海道核燃料税条例第4条第3項第2号又は第3号に該当する場合は、当該発電用原子炉が発電事業の用に供する電気工作物ではなくなった日を確認することのできる書類の写しを添付してください。

別記第2号様式（第3条関係）



核燃料税価額割の申告納付期限指定申請書

年 月 日 北海道知事 様	申請者	所 在 地	
		名 称	
		代表者氏名	
		法 人 番 号	

次のとおり申告納付の期限の指定を受けたいので、申請します。

発電用原子炉の名称	
核燃料の発電用原子炉 への挿入年月日	年 月 日 (北海道核燃料税条例第3条第2項第 号該当)
申 告 納 付 期 限	年 月 日
指定を受けようとする 申 告 納 付 期 限	年 月 日
申告納付期限の指定を 受けようとする理由	

※ 処 理 事 項	発 信 年 月 日	摘要
	通信日付印 確 認 印	

注意 ※欄は、記載しないでください。

別記第3号様式（第3条関係）

核燃料税価額割の申告納付期限指定等通知書

年 月 日

所在地
名 称 様

北海道知事 印

年 月 日申請のありました申告納付の期限について、次のとおり
指 定 し たので、通知します。
指定しないこととした

発電用原子炉の名称	
核燃料の発電用原子炉 への 挿 入 年 月 日	年 月 日 (北海道核燃料税条例第3条第2項第 号該当)
申 告 納 付 期 限	年 月 日
指定した申告納付期限	年 月 日
申 告 納 付 期 限 を 指 定 し な い 理 由	

教 示

- 1 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、知事に審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この通知書又は審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第4号様式（第4条関係）

（表）

核燃料税 価額割 更 正
出力割 決 定 通知書兼納付告知書
加算金決定

年 月 日

所在地
名 称 様

北海道知事 印

更 正

次のとおり決 定したので、通知します。併せて納付すべき金額を納期限までに
加算金決定
納付書によって納めるよう告知します。（根拠法令ー ）

発電用原子炉の名称					
核燃料の発電用原子炉への挿入年月日		年 月 日 (北海道核燃料税条例第3条第2項第 号該当)			
課税期間		年 月 日から 年 月 日まで			
申告書提出期限		年 月 日		申告書提出年月日 年 月 日	
区 分		課税標準額又は課税標準たる熱出力		税率	税 額
更正・決定額①					円
既に納付の確定した額②					
差引納付すべき税額①－②③					
区 分		算定の基礎税額		割合	金 額
過少申告加算金④		円			円
不申告加算金⑤					
重加算金⑥					
納付すべき金額③＋④＋⑤＋⑥		円		納期限	年 月 日
納付場所		北海道指定（収納代理）金融機関・北海道収入取扱員・道内郵便局			

◎裏面の注意事項等をお読みください。

（裏）

- 注意 1 納期限までに納めないときは、督促状が発付されます。
- 2 納めるときは、差引納付すべき税額（その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。）に、申告納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（この告知書による納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該期間の属する各年の延滞金特例基準割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合

にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納めてください。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

3 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

教 示

- この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、知事に審査請求をすることができます。
- この処分について不服がある場合には、1の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- この処分については、1の審査請求の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

摘要 重加算金の「算定の基礎税額」欄は、差引納付すべき税額のうち、課税標準額の算定の基礎となるべき事実について隠蔽し、又は仮装した部分に係るものを記載する。

北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年8月29日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第66号

北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則（北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年北海道規則第33号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「北海道核燃料税条例（平成30年北海道条例第4号）」を「北海道核燃料税条例（令和4年北海道条例第41号）」に改める。

別表第2北海道核燃料税条例施行規則（平成30年北海道規則第60号）の項を削り、同表中

北海道看護職員養成確保修学資金貸付条例施行規則	第7条（住民票の写しに係る部分を除く。）、第10条、第12条、第15条第1項及び第18条第1項
-------------------------	---

を

北海道看護職員養成確保修学資金貸付条例施行規則	第7条（住民票の写しに係る部分を除く。）、第10条、第12条、第15条第1項及び第18条第1項
北海道核燃料税条例施行規則（令和5年北海道規則第65号）	第3条第1項

に改める。

附 則

この規則は、令和5年9月1日から施行する。

北海道スパイクタイヤ対策条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年8月29日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第67号

北海道スパイクタイヤ対策条例施行規則の一部を改正する規則

北海道スパイクタイヤ対策条例施行規則（平成元年北海道規則第110号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号を次のように改める。

- 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するため運転中の自動車（災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第33条第1項の確認を受けたものに限る。）、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第2条第5号に規定する緊急事態応急対策を実施するため運転中の自動車（原子力

災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号）第8条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法施行令第33条第1項の確認（原子力災害対策特別措置法施行令第8条第1項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法施行令第33条第2項の規定に基づくものを含む。）を受けたものに限る。）又は大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第2条第14号に規定する地震防災応急対策を実施するため運転中の自動車（大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号）第12条第1項の確認を受けたものに限る。） 第2条第6号中「じん臓」を「腎臓」に改める。 附 則 この規則は、令和5年9月1日から施行する。		土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、道営土地改良（初田地区（農業用排水施設、区画整理、客土、暗渠排水））事業の土地改良事業変更計画を定めた。 その関係書類は、北海道後志総合振興局に備え置いて、令和5年8月30日から20日間、一般の縦覧に供する。 なお、この計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。 また、この計画の変更については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）を被告として、当該計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。 令和5年8月29日 北海道知事 鈴木直道						
訓 令		道 警 察 本 部 告 示						
北海道訓令第13号 本 庁 出 先 機 関 北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 令和5年8月29日 北海道知事 鈴木直道 北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令 北海道事務決裁規程（昭和41年北海道訓令第3号）の一部を次のように改正する。 別表第4の総合振興局等の本庁総務部の分掌事項第3項第16号中「第33条第2項」を「第33条第3項」に改める。 附 則 この訓令は、令和5年9月1日から施行する。		北海道警察本部告示第489号 昭和43年北海道警察本部告示第23号（交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区）の一部を次のように改正し、令和5年9月1日から施行する。 令和5年8月29日 北海道警察本部長 鈴木信弘 別表旭川方面旭川東警察署の部中 <table><tr><td>「</td><td>二 条 通</td><td></td><td>旭川市2条通18丁目916番地</td><td>旭川市1条通から6条通までの18丁目から25丁目まで、7条通及び8条通の18丁目から24丁目まで、9条通及び10条通の18丁目から23丁目まで、11条通19丁目から23丁目まで、宮下通17丁目の北海道旅客鉄道株式会社宗谷本線以東、宮下通18丁目から26丁目まで並びに、宮前1条3丁目及び4丁目（宮前通線以北）</td></tr></table>		「	二 条 通		旭川市2条通18丁目916番地	旭川市1条通から6条通までの18丁目から25丁目まで、7条通及び8条通の18丁目から24丁目まで、9条通及び10条通の18丁目から23丁目まで、11条通19丁目から23丁目まで、宮下通17丁目の北海道旅客鉄道株式会社宗谷本線以東、宮下通18丁目から26丁目まで並びに、宮前1条3丁目及び4丁目（宮前通線以北）
「	二 条 通		旭川市2条通18丁目916番地	旭川市1条通から6条通までの18丁目から25丁目まで、7条通及び8条通の18丁目から24丁目まで、9条通及び10条通の18丁目から23丁目まで、11条通19丁目から23丁目まで、宮下通17丁目の北海道旅客鉄道株式会社宗谷本線以東、宮下通18丁目から26丁目まで並びに、宮前1条3丁目及び4丁目（宮前通線以北）				
告 示		を <table><tr><td>「</td><td></td><td></td><td></td><td>旭川市1条通から6条通までの18丁目から25丁目まで、7条通及び8条通の18丁目から24丁目まで、9条通及び10条通の18丁目から23丁目まで、11条通19丁目から23丁目まで、宮下通17丁目</td></tr></table>		「				旭川市1条通から6条通までの18丁目から25丁目まで、7条通及び8条通の18丁目から24丁目まで、9条通及び10条通の18丁目から23丁目まで、11条通19丁目から23丁目まで、宮下通17丁目
「				旭川市1条通から6条通までの18丁目から25丁目まで、7条通及び8条通の18丁目から24丁目まで、9条通及び10条通の18丁目から23丁目まで、11条通19丁目から23丁目まで、宮下通17丁目				
北海道告示第421号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和5年8月17日、北見土地改良区の定款の変更を認可した。 令和5年8月29日 北海道知事 鈴木直道 北海道告示第422号								

宮 前		旭川市宮前1条4丁目1番12号	の一部（北海道旅客鉄道株式会社宗谷本線以東）、宮下通18丁目から26丁目まで、南1条通から南5条通までの20丁目から26丁目まで、南6条通16丁目から26丁目まで、南7条通17丁目から26丁目まで、南8条通19丁目から26丁目まで、南9条通26丁目、宮前1条3丁目から5丁目まで、神楽岡6条及び神楽岡7条の3丁目及び4丁目、神楽岡8条から神楽岡12条までの1丁目から4丁目まで、神楽岡13条から神楽岡16条までの3丁目及び4丁目並びに神楽岡公園
に改め、同部南町の項を削る。			
道 警 察 方 面 本 部 告 示			
北海道警察北見方面本部告示第46号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 令和5年8月29日 北海道警察北見方面本部長 土 屋 仁 1 資格及び調達をする物品等の種類 令和5年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第3号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。 (1) 契 約 令和5年8月29日に一般競争入札の公告を行う北海道警察北見方面指定庁舎電力（業務用）の需給契約 (2) 資 格 電力の需給契約に関する資格（以下「資格」という。） (3) 物 品 等 の 種 類 電力 2 資 格 要 件 平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。 (1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者			
であること。 (2) 資格審査の申請をする日の直前1年間に、高圧（6,000ボルト以上）電力で、1件の契約が50キロワット以上の電力供給実績があること。 (3) 資格審査の申請をする日の直前2年間に、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第34条第4項の規定による納付すべき金額を納付していない旨の公表をされたことがない電気事業者であること。 (4) 北海道の電力の調達契約に係る環境配慮入札の試行に関する要綱（平成28年10月31日付け総務第2762号）の第5の環境配慮審査基準に適合する者であること。 3 資 格 要 件 の 特 例 平成16年北海道告示第447号の2の(3)による。 4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法 (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、令和5年8月29日（火）から同年9月29日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。 (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。 なお、北海道警察北見方面本部のホームページ（https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/00ps/kitamihonbu/）においてダウンロードすることができる。 (3) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。 5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失 平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。 6 資格に関する事務を担当する組織 (1) 名 称 北海道警察北見方面本部会計課 (2) 所 在 地 郵便番号 090-8511 北見市青葉町6番1号 (3) 電 話 番 号 0157-24-0110 内線 2232 北海道警察北見方面本部告示第47号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 令和5年8月29日			

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量

北海道警察北見方面指定庁舎で使用する電力（業務用）

ア 業務用電力（一般）

(ア) 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） 46kW

(イ) 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価） 111,076kWh

イ 業務用電力（平日休日別）

(ア) 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） 197kW

(イ) 電力量料金（平日）（使用電力量1kWh当たりの単価） 712,938kWh

(ウ) 電力量料金（休日）（使用電力量1kWh当たりの単価） 317,361kWh

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 令和5年12月1日から令和6年11月30日まで

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

令和5年北海道警察北見方面本部告示第46号に規定する電力の需給契約に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道警察北見方面本部会計課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北見市青葉町6番1号 北海道警察北見方面本部201号会議室（送付による場合は、郵便番号 090-8511 北見市青葉町6番1号 北海道警察北見方面本部会計課）

(2) 入札日時 令和5年10月13日（金）午前11時（送付による場合は、同月12日（木）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 3に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道警察北見方面本部のホームページ（<https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/00ps/kitamihonbu/>）においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

全ての入札金額（円単位（小数点以下第2位まで）の単価。以下「単価」という。）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計金額）が最低であるものを落札者とする。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

(1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を含めた金額（単価）とすること。

(2) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名称 北海道警察北見方面本部会計課

イ 所在地 郵便番号 090-8511 北見市青葉町6番1号

ウ 電話番号 0157-24-0110 内線 2232

10 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Electricity to be used in the designated buildings of Hokkaido Kitami Area Police Headquarters

a Contract type: Commercial power (standard)

(a) A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 46 kW

(b) A unit price per kWh, The estimated electricity for the year : 111,076 kWh

b Contract type : Commercial power (by weekday holiday)

(a) A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 197 kW

(b) A unit price (weekday) per kWh, The estimated electricity for the year : 712,938 kWh

(c) A unit price (holiday) per kWh, The estimated electricity for the year : 317,361 kWh

B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., October 13, 2023

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., October 12, 2023)

C Contact : Finance Division, Hokkaido Kitami Area Police Headquarters, Aoba-cho

6-1, Kitami, Hokkaido 090-8511 Japan

Phone: 0157-24-0110 Extension 2232

北海道警察北見方面本部告示第49号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和5年8月29日

北海道警察北見方面本部長 土 屋 仁

1 落札に係る物品等の名称及び数量

(1) 落札に係る物品等の名称

デジタル複写機の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙を除く。）の供給を含む。）

一式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）

(2) 調達台数及び調達予定数量

21台及び1月当たり 252,000枚

2 落札を決定した日

令和5年8月3日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名 小林株式会社

(2) 住 所 北見市本町5丁目9番15号

4 落札金額

(1) 基本料金 88,200円

(2) 複写料金 0.9円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和5年6月20日付け北海道警察北見方面本部告示第35号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道警察北見方面本部会計課

(2) 所在地 北見市青葉町6番1号